

# 住まいの防火防災診断 予備チェックリスト (詳細版)

メモ		実施日	
----	--	-----	--

予備チェック対象者への質問

消防職員による住まいの防火防災診断  
を希望する、又は、必要なら受けたい

はい / いいえ

	内 容		チェック
1	たばこ	床や家具等に焦げあとがある、灰皿に吸殻をためる、吸殻を直接ゴミ箱に捨てるなど吸殻の廃棄状況が悪い	
2		寝たばこをする	
3	ストーブ	ストーブの近くに、布団、洗濯物、生活用品など燃えやすいものを置いている	
4	こんろ	こんろの周りに燃えやすいものを置いている	
5		換気扇、魚グリルなどに油汚れが付着している。	
6	コード	コードが劣化・損傷している。	
7		コードを家具等で踏みつけたり、束ねて使用したり、折れ曲がったまま使用している。	
8	ろうそく	ろうそくや線香の周囲に燃えやすいものがある。	
9		ろうそくや線香をつけたまま、その場を離れることがある。	
10	コンセント プラグ	コンセントにホコリが溜まっている。	
11		プラグがしっかりと差し込まれていない。	
12		たこ足配線などで、タップの許容電流を超えて使用している。	
13	住宅用火災警報器	住宅用火災警報器がついていない、又は、ついていないが電池切れ、故障、取り付け不良等により適切ではない	
14	家具転対策	家具類の配置場所や向きが悪く、家具類が倒れた時に負傷したり、出入口をふさぐ危険性がある。	
15		家具類が対策器具等で固定されていない	
16	転倒	階段に手すりがない	
17		足を取られそうなコード類などが床にある。	
18	熱中症	エアコンがない、または、夏場、部屋の風通しが悪く室温が高い	
19		水分・塩分をこまめに補給する習慣がない。	
20	予備チェック実施者の意見	福祉関係機関の立場から、住まいの防火防災診断を実施することが望ましい	
その他気になること			

・ご利用者を「住まいの防火防災診断」の対象者として消防署に紹介する場合は、ご利用者本人の同意の上、消防署の担当者にご連絡ください。ご利用者の方を訪問する際に消防職員が同行して診断を行います。

深川消防署警防課防災安全係地域防災担当 戸塚 積田

電話 03-3642-0119 (内線323) FAX 03-3641-4422

メールアドレス fukagawa2@tfd.metro.tokyo.jp

## 予備チェックリストの使い方

### 【準備（消防署向け）】

各予備チェックリストの内容は、地域特性やケアマネの要望に合わせて消防署ごとに適宜変更してください。その際、高齢者の死者が発生した住宅火災の出火原因の上位（近年の東京消防庁管内においては、「たばこ」、「ストーブ」及び「こんろ」）、「住警器」、「家具類の固定」、「熱中症」、「予備チェック実施者の意見」の項目は必須としてください。

住まいの防火防災診断で使用している総合的な防火防災診断シートや各種リーフレット等を参考にして、簡易版は10項目程度、詳細版は20項目程度としてください。

### 【使用手順（介護事業者向け）】

- ① 予備チェック対象者への質問「消防職員による住まいの防火防災診断を希望する、又は、必要なら受けたい」への回答を対象者から聞き取り、【はい】か【いいえ】に○をつけてください。
- ② 要配慮者の居宅で各項目の状況を確認し、該当する場合は、チェック（✓）をつけてください。
- ③ チェック項目の「予備チェック実施者の意見」にチェックがついている要配慮者を消防署に紹介してください。その他、事前に消防署と決めた基準に基づき、該当する要配慮者を消防署に紹介してください。  
なお、①で【はい】が選択されている要配慮者を消防署に紹介してください。